

平成29年度「低利用時間帯の有効活用」事業実施について（案）

平成28年12月22日 公共施設マネジメント課

1 保健福祉センター（第2会議室）平成28年度実績（見込み）

内容	使用日程	参加者	使用料収入（見込み）
不登校やひきこもりの子ども・若者自習室	隔週金曜日 午後6時から 午後8時まで	2名	1,500円×2時間×24日 =72,000円
パソコン教室	毎週木曜日 午後5時から 午後7時まで	15名	1,500円×2時間×45日 =135,000円
子どもを対象とした英語教室	毎週水曜日 午後6時から 午後7時まで	5名	1,500円×1時間×38日 =57,000円
年間使用料収入（見込み）			264,000円

平成27年度使用料収入との対比 264,000円/105,800円=約250%

2 曲松児童センター（遊戯室）平成28年度実績（見込み）

内容	使用日程	参加者	使用料収入（見込み）
社交ダンス教室	毎週金曜日 午後6時から 午後8時まで	10名	1,500円×2時間×39日 =117,000円
年間使用料収入（見込み）			117,000円

平成27年度使用料収入との対比 117,000円/283,500円=約42%

3 利用者からの意見・要望

- ・夏季の空調（冷房）に関すること
保健福祉センターは、全館一斉の設備のため、夜間は運転しない。
曲松児童センターは、老朽化等のため、希望する室温に設定できない。
 - ・保健福祉センターのWi-Fi（無線LAN回線）敷設の希望
 - ・夜間管理が委託されており、利用時の質問や要望に対応できない。
- ⇒いずれも、施設（職員）側の理由によるものであり、他の利用者からの意見（「施設が利用できない」等）は出ていない。

4 平成29年度の事業実施について（案）

条例により制度化される予定の施設

保健福祉センター、広畑ふれあいプラザ、曲松児童センター

(1) 保健福祉センター及び曲松児童センター

- ・ 市民向けの教室や講座の開始は、年度に合わせることで市民の利便性という点で適切であることから、平成29年4月からも実施できるよう、条例の施行まで試行運用を継続する。
⇒現在の利用者（4者）に平成29年度の意向を確認し、利用意向がある場合には、平成30年3月までの利用を承認する。
- ・ 平成28年度と同条件により、「行政財産使用許可」を行う。
（四半期単位とする）
- ・ 平成29年度中に条例を施行する場合には、改正後の条例に基づく定期使用者とみなし、施行時点から条例に基づく「定期使用」の許可を行う。

(2) 広畑ふれあいプラザ

- ・ 平成29年度中に条例を施行する場合であっても、平成29年度中は運用しない。